

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定の一部の解除 (乙訓保健所)	276
○国民健康保険組合の規約の変更認可 (医療保険政策課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	277
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃)	278
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の休止 (〃)	279
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 (〃)	280

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の廃止 (地域福祉推進課)	280
○救急病院でなくなった旨の告示 (医療課)	〃
○救急病院である旨の告示 (〃)	〃
○随意契約の相手方の決定 (〃)	〃
○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	281
○保安林の指定予定の通知 (〃)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	282
○公共測量の終了 (〃)	〃

公 告

○土地改良区役員の就任届 (南丹広域振興局)	283
○土地改良区役員の就退任届 (丹後広域振興局)	〃
○土地改良区の定款変更の認可 (農村振興課、南丹広域振興局)	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 の公告 (中丹広域振興局)	〃
○保安林の指定施業要件の変更の通知の公 告 (南丹広域振興局)	〃

教 育 委 員 会

○落札者の決定	284
○一般競争入札の実施	〃

公 安 委 員 会

○警察において身体を拘束されている者の食料に要 する経費に関する告示の一部改正	287
○昭和40年京都府公安委員会告示第52号等の廃止	〃

労 働 委 員 会

○京都府労働委員会のあっせん員候補者の氏名等	288
------------------------	-----

告 示

京都府告示第236号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた汚染の除去等の措置
令和 6 年京都府告示第523号	長岡京市神足典薬 1 の10の一部、1 の11の一部及び寺田 1 の一部(次の図に示す部分に限る。)	砒素及びその化合物並びに六価クロム化合物	長岡京市神足寺田 1 の一部（次の図に示す部分に限る。）	土壤汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府乙訓保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第237号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都料理飲食業国民健康保険組合の規約の変更を令和 7 年 4 月11日認可した。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。

吹田市

日高郡印南町

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
阪神調剤薬局末広ファーマシー店	福知山市末広町 3 丁目 1 の 2	株式会社スギ薬局	令 7. 3. 1
阪神調剤薬局福知山店	〃 駅南町 1 丁目 283	〃	〃
阪神調剤薬局東舞鶴店	舞鶴市浜172	〃	〃
阪神調剤薬局舞鶴店	〃 倉谷1569の 2	〃	〃
訪問看護ステーションありがとう	宇治市五ヶ庄新開14の31	株式会社BRIDGE	7. 4. 1
訪問看護ステーションキズナ	向日市寺戸町八反田 8 の 54	株式会社サラス	〃
I & H長岡京薬局	長岡京市開田 2 丁目12の 15 nobless1F	株式会社スギ薬局	7. 3. 1
ギフトッド訪問看護ステーション京都乙訓事業所	〃 奥海印寺竹ノ下 29の 1	ファミリー・ウェルネス株式会社	7. 4. 1
I & H丹後中央薬局	京丹後市峰山町杉谷 158 の 1 の 2	株式会社スギ薬局	7. 3. 1
相楽広域行政組合相楽休日応急診療所	木津川市木津清水27の24 木津川市木津保健センター内	相楽広域行政組合	7. 4. 6
くみやま岡本病院	久世郡久御山町佐山西ノ口138	社会医療法人岡本病院（財団）	7. 4. 1

京都府告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
阪神調剤薬局 福知山店	福知山市駅南町1丁目 283	I & H株式 会社	令 7. 2. 28
阪神調剤薬局 末広ファーマ シー店	〃 末広町3丁目 1の2	〃	〃
阪神調剤薬局 東舞鶴店	舞鶴市浜172	〃	〃
阪神調剤薬局 舞鶴店	〃 倉谷1569の2	〃	〃
I & H長岡京 薬局	長岡京市開田2丁目12の 15 nobless1F	〃	〃
I & H丹後中 央薬局	京丹後市峰山町杉谷158 の1の2	〃	〃

京都府告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	休 止 年月日
有田医院	綴喜郡宇治田原町緑苑坂 3の7	有田 裕	令 7. 3. 12

京都府告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事 業 所 の 名 称		所 在 地	変 更 年月日
社会福祉法人洛和福祉 会	認知症対応型共同 生活介護・介護予 防認知症対応型共 同生活介護	新	洛和グループホーム宇治	新 宇治市宇治山本25の2	令 7. 1. 26
		旧	洛和グループホーム宇治琵琶	旧 〃 〃 琵琶50の1	
〃	居宅介護支援	新	居宅介護支援事業所宇治	新 〃 〃 山本25の2	〃
		旧	居宅介護支援事業所宇治琵琶	旧 〃 〃 琵琶50の1	
井手町	介護予防支援・介 護予防ケアマネジ メント	井手町地域包括支援センター		新 綴喜郡井手町大字井出小字東 高月8	7. 4. 1
				旧 〃 〃 〃 小字橋 ノ本13	

京都府告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
池田 豊美	アイリスはりきゅう治療院	京都市下京区七条通西木屋町西入新日吉町138の1	令 7. 3. 24
小笹 栄子	〃	〃	7. 3. 20
中岡 里恵子	〃	〃	7. 3. 24
南 政伸	〃	〃	〃
山田 周平	〃	〃	〃
大川 博史	亀岡わだち整骨院	亀岡市篠町野条上又11の1 アル・プラザ1F	7. 3. 1

京都府告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
井上 聖与	木津川わだち鍼灸院	木津川市相楽城西15アル・プラザ木津1F	令 7. 3. 15

京都府告示第244号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
阪神調剤薬局末広ファーマシー店	福知山市末広町3丁目1の2	株式会社スギ薬局	令 7. 3. 1
阪神調剤薬局福知山店	〃 駅南町1丁目283	〃	〃
阪神調剤薬局東舞鶴店	舞鶴市浜172	〃	〃
阪神調剤薬局舞鶴店	〃 倉谷1569の2	〃	〃
訪問看護ステーションありがとう	宇治市五ヶ庄新開14の31	株式会社BRIDGE	7. 4. 1
訪問看護ステーションキズナ	向日市寺戸町八反田8の54	株式会社サラス	〃
I & H長岡薬局	長岡京市開田2丁目12の15 nobless 1F	株式会社スギ薬局	7. 3. 1
ギフトッド訪問看護ステーション京都乙訓事業所	〃 奥海印寺竹ノ下29の1	ファミリー・ウェルネス株式会社	7. 4. 1
I & H丹後中央薬局	京丹後市峰山町杉谷158の1の2	株式会社スギ薬局	7. 3. 1
相楽広域行政組合相楽休日応急診療所	木津川市木津清水27の24 木津川市木津保健センター内	相楽広域行政組合	7. 4. 6
くみやま岡本病院	久世郡久御山町佐山西ノ口138	社会医療法人岡本病院（財団）	7. 4. 1

京都府告示第245号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
阪神調剤薬局 福知山店	福知山市駅南町 1 丁目 283	I & H株式 会社	令 7. 2. 28
阪神調剤薬局 末広ファーマ シー店	〃 末広町 3 丁目 1 の 2	〃	〃
阪神調剤薬局 東舞鶴店	舞鶴市浜172	〃	〃
阪神調剤薬局 舞鶴店	〃 倉谷1569の 2	〃	〃
I & H長岡京 薬局	長岡京市開田 2 丁目12の 15 nobless1F	〃	〃
I & H丹後中 央薬局	京丹後市峰山町杉谷158 の 1 の 2	〃	〃

京都府告示第246号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	休 止 年月日
有田医院	綴喜郡宇治田原町緑苑坂 3 の 7	有田 裕	令 7. 3. 12

京都府告示第247号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事 業 所 の 名 称		所 在 地	変 更 年月日
社会福祉法人洛和福祉 会	認知症対応型共同 生活介護・介護予 防認知症対応型共 同生活介護	新	洛和グループホーム宇治	新 宇治市宇治山本25の 2	令 7. 1. 26
		旧	洛和グループホーム宇治琵琶	旧 〃 〃 琵琶50の 1	
〃	居宅介護支援	新	居宅介護支援事業所宇治	新 〃 〃 山本25の 2	〃
		旧	居宅介護支援事業所宇治琵琶	旧 〃 〃 琵琶50の 1	
井手町	介護予防支援・介 護予防ケアマネジ メント	井手町地域包括支援センター		新 綴喜郡井手町大字井出小字東 高月 8	7. 4. 1
				旧 〃 〃 〃 小字橋 ノ本13	

京都府告示第248号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
池田 豊美	アイリスはりきゅう治療院	京都市下京区七条通西木屋町西入新日吉町138の1	令 7. 3. 24
小笹 栄子	〃	〃	7. 3. 20
中岡 里恵子	〃	〃	7. 3. 24
南 政伸	〃	〃	〃
山田 周平	〃	〃	〃
大川 博史	亀岡わだち整形外科院	亀岡市篠町野条上又11の1 アル・プラザ 1 F	7. 3. 1

京都府告示第249号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止年月日
井上 聖与	木津川わだち鍼灸院	木津川市相楽城西15アル・プラザ木津 1 F	令 7. 3. 15

京都府告示第250号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院でなくなった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	告示撤回期日
三菱京都病院	京都市西京区桂御所町 1	令 6. 12. 1

京都府告示第251号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院である。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定年月日	認定期限
医療法人社団志高会三菱京都病院	京都市西京区桂御所町 1	令 6. 12. 1	令 9. 11. 30
独立行政法人国立病院機構京都医療センター	〃 伏見区深草向畑町 1 の 1	7. 3. 31	10. 3. 30
医療法人医仁会武田総合病院	〃 〃 石田森南町28の 1	7. 4. 11	10. 4. 10

京都府告示第252号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 契約内容

令和 7 年度京都府救急医療情報センター管制保安管理業務委託

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府健康福祉部医療課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 契約日

令和 7 年 4 月 1 日

(4) 契約の相手方の名称及び住所

エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社西日本支社
大阪市北区堂島 3 丁目 1 番 21 号 N T T データ堂
島ビル 11 階

(5) 契約金額

43,058,400 円

(6) 契約の方法

随意契約

(7) 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号

2(1) 契約内容

令和 7 年度京都府救急医療情報システム運用保守業務委託

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府健康福祉部医療課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 契約日

令和 7 年 4 月 1 日

(4) 契約の相手方の名称及び住所

株式会社 N T T データ

東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号 豊洲センタービル

(5) 契約金額

36,962,640 円

(6) 契約の方法

随意契約

(7) 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

京都府告示第 253 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

与謝郡与謝野町字三河内小字奥山 2217、2217 の乙、7129 から 7131 まで、7133、7134、7134 の 1、7136、7136 の 1、7137 の 1、7137 の 2、7138、7144

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字奥山 2217（次の図に示す部分に限る。）、2217 の乙、7130・7131・7138（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第 254 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

宮津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宮津市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第255号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府知事から通知があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
相楽郡笠置町地内
- 2 測量の期間
令和 7 年 4 月 11 日から令和 7 年 6 月 30 日まで
- 3 測量の種類
公共測量（G N S S 測量）

京都府告示第256号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和 6 年京都府告示第344号）が令和 7 年 3 月 14 日終了した旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市北区紫竹、鷹峯、大宮、西賀茂及び上賀茂地内、左京区岩倉、静市、上高野、修学院、下鴨及び松ヶ崎地内、東山区本町地内、山科区東野、西野、竹鼻、音羽、大塚、大宅、柳辻及び栗栖野地内、南区上鳥羽及び久世地内、右京区太秦、嵯峨野、嵯峨、北嵯峨、梅津、北梅津、西京極、西院及び梅ヶ畑地内並びに伏見区久我、羽東師、下鳥羽、横大路、中島、深草、竹田、住吉、板橋、南浜及び桃山地内ほか

京都府告示第257号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和 6 年京都府告示第521号）が令和 7 年 3 月 21 日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から通知があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

相楽郡笠置町及び南山城村の一部

京都府告示第258号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和 6 年京都府告示第591号）が令和 7 年 3 月 21 日終了した旨測量計画機関の長である京都府中丹西土木事務所長から通知があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

福知山市榎原地内

京都府告示第259号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和 6 年京都府告示第652号）が令和 7 年 2 月 28 日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

桂川流域、宇治川流域、木津川流域、東高瀬川流域及び山科川流域

京都府告示第260号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和 7 年京都府告示第11号）が令和 7 年 2 月 28 日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

淀川流域（乙訓郡大山崎町及び八幡市）

公 告

亀岡市亀岡中部土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

就任役員（理事）

住 所	氏 名
亀岡市曾我部町犬飼荒見代22の2	松 岡 豊 誠
〃 千代川町北ノ庄上条17の1	俣 野 律 子
〃 大井町並河1丁目9の7	田 中 美 良

丹後土地改良区の役員の補欠選任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員（理事）

住 所	氏 名
京丹後市峰山町内記371	石 田 雄 一
〃 弥栄町木橋888	藤 原 裕 行

2 退任役員（理事）

住 所	氏 名
京丹後市弥栄町鳥取587	坪 倉 義 英

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大原野土地改良区の定款の変更を令和7年4月15日認可した。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市西部土地改良区の定款の変更を令和7年4月16日認可した。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を福知山市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名

寝屋川市萱島桜園町20番26号

李 敏基

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和7年京都府告示第108号による。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を京丹波町役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名
船井郡和知町字広瀬小字上岡49番地
片山 實
船井郡和知町字広瀬小字上岡42番地
片山 長之助
船井郡和知町字広瀬小字上岡32番地
片山 晃
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和 7 年農林水産省告示第346号による。

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第 2 号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 業務の名称及び数量
令和 7 年度英語指導助手民間派遣業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府教育庁指導部高校教育課（京都府庁第 3 号館 4 階）
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 落札決定日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社アルティアセントラル
名古屋市中区栄一丁目29番29号
- 5 落札金額
36,896,860円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 7 年 1 月 17 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
令和 7 年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の賃貸借業務
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 賃貸借期間
令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで
 - (4) 業務を行う場所
仕様書のとおり
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第 3 号館 4 階
京都府教育庁指導部教育 D X 推進課
電話番号（075）414-5693
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付等
ア 交付期間
令和 7 年 4 月 25 日（金）から令和 7 年 5 月 26 日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）とする。
イ 入手方法
（ア）原則として、アの期間に、京都府教育庁指導部教育 D X 推進課ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/ictkyoiku/cms/?p=851>）の入札情報からダウンロードすること。
（イ）やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 4 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直

- 前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
- ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 過去 5 年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者
- オ 納品後当該物品に係る保守、点検、修理その他のサービスを必要に応じて速やかに提供することができない者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
- (ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) この入札に示した業務を履行する能力があること。
- 5 一般競争入札参加資格審査の申請手続
- 資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。
- なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (1) 提出期間
- 2 の(2)の ア に同じ。
- (2) 提出方法
- ア 持参により提出する場合
- (1)の期間内に提出すること。
- イ 郵送により提出する場合

- (1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法により提出すること。
- (3) 添付書類
- 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和 58 年京都府告示第 375 号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエまで及びキの書類を省略することができる。
- ア 法人にあっては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書の写し及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書
- イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書
- ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 営業経歴書
- オ 営業実績調書
- カ 取引使用印鑑届
- キ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料の現在高調書
- ク 京都府の競争入札についての確約書
- ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- (4) 資料等の提出
- 申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) その他
- 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 6 参加資格を有する者の名簿への登載
- 資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1 の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。
- 7 資格審査結果の通知
- 資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。
- 8 参加資格の有効期間
- 参加資格の有効期間は、7 による資格審査の結果を通知した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 9 参加資格に係る変更届
- 申請書等を提出した者（6 の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育

長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監

督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札書の提出期限、提出先等

(ア) 提出期限

郵送による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から令和7年6月9日（月）まで（必着）

持参による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から開札時まで持参すること。

(イ) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第3号館4階

京都府教育庁指導部教育DX推進課長

イ 開札日時

令和7年6月13日（金）午前10時

- (2) 入札の方法

ア (1)のアの(ア)の期限までに、(1)のアの(イ)の提出先に、入札書を持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

イ 再度入札については、入札説明書において指定する。

- (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「令和7年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の賃貸借業務」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に加わることができない。

ア 3に掲げる者及び4に掲げる資格のない者のし

た入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

免除する。

16 その他

(1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be rented
Equipment for tablets for Kyoto Prefectural schools

(2) Bidding method

Paper bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday, April 25, 2025 to 5:15 PM on Monday, May 26, 2025

(4) Deadline for bid submission by post

On Monday, June 9, 2025

Education DX Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education

Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery

10:00 AM on Friday, June 13, 2025

(6) The time, date and place for the opening of tender
10:00 AM on Friday, June 13, 2025

Education DX Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education

Kyoto Prefectural Government, Building No.3 6F

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan

(7) Contact point for the notice

Education DX Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education

Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-5693

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第64号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示（昭和41年京都府公安委員会告示第33号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

「1, 236円」を「1, 256円」に、「朝食」を「朝食418円」に、「412円」を「419円」に改める。

京都府公安委員会告示第65号

昭和40年京都府公安委員会告示第52号、平成4年京都府公安委員会告示第112号、平成6年京都府公安委員会告示第63号、平成10年京都府公安委員会告示第96号、平成10年京都府公安委員会告示第97号及び平成18年京都府公安委員会告示第58号は、廃止する。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

労 働 委 員 会

京都府労働委員会告示第 2 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、京都府労働委員会の あっせん員候補者の氏名等を次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 25 日

京都府労働委員会
会長 青 木 苗 子

氏 名	関 歴	委嘱年月日
青 木 苗 子	京都府労働委員会会長 弁護士	平成26年 1 月17日
橋 本 武 久	京都府労働委員会委員 京都産業大学経営学部教授	令和 2 年12月25日
村 中 孝 史	京都府労働委員会会長代理 同志社大学大学院司法研究 科特別客員教授	令和 5 年 1 月20日
吉 田 誠 司	京都府労働委員会委員 弁護士	令和 7 年 2 月 7 日
上 田 達 子	京都府労働委員会委員 同志社大学法学部・大学院 法学研究科教授	令和 7 年 2 月 7 日
土 田 道 夫	前京都府労働委員会会長代 理	平成26年12月 5 日
藤 井 正 大	前京都府労働委員会委員	平成28年12月16日
穂 山 裕 次	京都府労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合京 都府連合会執行委員長	平成28年12月16日
師 玉 憲治郎	京都府労働委員会委員 U A センセン京都府支部支 部長	平成30年12月21日
上 尾 寅 彦	京都府労働委員会委員 京都府電力総連会長	令和 3 年10月22日
青 山 勲	京都府労働委員会委員 J A M 京滋執行委員長	令和 2 年12月25日
林 眞 也	京都府労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合 京都地方本部書記長	令和 7 年 2 月 7 日
西 岡 歩	日本鉄道労働組合連合会京 都府協議会特別幹事	令和 5 年 1 月20日
松 本 隆 浩	前京都府労働委員会委員	令和 2 年12月25日
塩 尻 敬 子	京都府労働委員会委員 丸八生糸株式会社取締役	平成22年11月 5 日
倉 垣 雅 英	京都府労働委員会委員 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション元常務取 締役	平成28年12月16日
南 島 新	京都府労働委員会委員 株式会社 S C R E E N ホー ルディングス元相談役	平成28年12月16日
上 田 清 和	京都府労働委員会委員 一般社団法人京都経営者協 会専務理事	令和 5 年 1 月20日
小 林 剛 一	京都府労働委員会委員 日本電気化学株式会社代表 取締役社長	令和 5 年 1 月20日
山 田 智 樹	京都府労働委員会事務局長	令和 7 年 4 月11日

森 本 智 子	京都府労働委員会事務局総 務調整課長	令和 7 年 4 月11日
大 槻 有 三	京都府労働委員会事務局審 査課長	令和 4 年 5 月13日